

令和5年度八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業実施要綱（令和3年12月20日実施。以下「実施要綱」という。）に基づき、別表に定める対象施設に対し、幼稚園教諭免許状の取得に要する経費について、令和5年度予算の範囲内において、八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、実施要綱第4条第2項の規定による通知を受けた者とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、別表事業の種類のカラ各項の区分に応じ、同表補助対象経費のカラ各項に定めるとおりとする。

2 補助金の額は、別表事業種類のカラ各項の区分に応じ、同表補助対象経費のカラ各項に定める実支出額から補助事業に係る寄附金その他の収入額を控除した額に、同表補助率のカラ各項に掲げる割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）の合計額とし、それぞれ同表上限額のカラ各項に掲げる額を限度とする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金交付申請書（別記第1号様式）のとおりとする。

2 規則第3条の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 所要額内訳表（別記第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 規則第5条の規定による通知は、八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第4条第2項の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 第3条各号に規定する者が対象施設での勤務をできなくなった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。

(3) 前号の帳簿、証拠書類等を検査する場合又は報告を命じた場合においてこれに応ずること。

(変更等の承認申請)

第7条 規則第7条の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金変更等承認申請書（別記第4号様式）とする。

2 市長は、承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたときは、八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金変更等承認決定通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金実績報告書（別記第6号様式）のとおりとする。

2 規則第12条の規定により前項の報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額内訳表（別記第7号様式）
- (2) 事業完了報告書（別記第8号様式）
- (3) 当該補助金に係る収支決算（見込）書抄本
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条の規定による通知は、八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金確定通知書（別記第9号様式）により行うものとする。

(交付の時期等)

第10条 補助金は、規則第13条の規定によりその額が確定した後、前条の規定による通知を受けた者からの請求に基づき交付する。

2 前項の請求は、八戸市幼稚園教諭免許状取得支援事業費補助金請求書（別記第10号様式）に基づき、当該交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(その他)

第11条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年2月16日から実施し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

事業の種類	補助対象経費	補助率	上限額	対象施設
(1) 保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得に関する事業	大学等における幼稚園教諭免許状取得のために必要な入学料又は登録料、受講料（面接授業料、教科書代及び教材費を含む。以下同じ。）及び当該経費に係る消費税	1/2	補助の対象となる者 1人につき100千円	八戸市内に所在する以下の施設 ア 幼保連携型認定こども園 イ 幼保連携型認定こども園への移行を予定している保育所、幼稚園又は認定こども園
(2) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得に伴う代替幼稚園教諭の雇上に関する事業	保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替として雇い上げた幼稚園教諭に係る雇上費	10/10	1日あたり7,440円に雇上日数（20日を上限とする）を乗じた額	